

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

○厚生労働省告示第二百一十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年七月一日から適用する。

令和五年六月三十日

厚生労働大臣 加藤勝信

改	正	後	改	正	前
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整 えているものとして厚生労働大臣に個別に 認められた病院又は診療所において実施す る先進医療	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整 えているものとして厚生労働大臣に個別に 認められた病院又は診療所において実施す る先進医療	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整 えているものとして厚生労働大臣に個別に 認められた病院又は診療所において実施す る先進医療	一→七十 (略)	一→七十 (略)	一→七十 (略)
七十一 生体肝移植術 切除が不可能な転 移性肝がん(大腸がんから転移したもの であつて、大腸切除後の患者に係るもの に限る。)	七十一 生体肝移植術 切除が不可能な転 移性肝がん(大腸がんから転移したもの であつて、大腸切除後の患者に係るもの に限る。)	七十一 生体肝移植術 切除が不可能な転 移性肝がん(大腸がんから転移したもの であつて、大腸切除後の患者に係るもの に限る。)	新設	新設	新設

七十一 生体肝移植術 切除が不可能な移性肝がん（大腸がんから転移したもの）であつて、大腸切除後の患者に係るものに限る。)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五十条第一項第4号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十二条第一項第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

厚生労働大臣 加藤 勝信  
(傍線部分は改正部分)

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修（指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）等の質の確保に関する

く指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十三条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。

(2) (1)  
次の一(一)及び二(二)に掲げる要件に該当す  
る時

を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十九条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行ふ者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）イ サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修(指定障害福祉サービス(法第三十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)等の質の確保に関する

(指定障害福祉サービス基準、指定障害者支援施設基準及び障害福祉サービス基準の規定による指定障害福祉サービス事業者が当該事業を行う事業所及び指定期間) 第二項及び第三条第二項に規定する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)若しくは相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)として現に従事している(二)に定める実践研修修了者(サービス管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者を除く。)に対して行われる研修であつて、別表第一四に定める内容以上のものをいう。(以下「更新研修修了者」という。)であることを修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「更新研修修了者」という。)である。ただし、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

(二) ←

(二) 次のa、b又はcのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させるることを目的として行われる研修）であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。」を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という）であること。

(二) ←

(二) 次のa又はbのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。

新設

害福祉社サービス基準第五十八条第一項から第四項まで（指定障害福利祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十二条、第

百七十二条の四、第一百八十四条、  
第一百九十七条、第二百二十二条、第二  
百六条、第二百六条の十二、第二  
百六条の二十、第二百十三条、第二  
百十三条の十一、第二百十三条规定する場合を含む。以下同  
じ)、指定障害者支援施設基準第  
二十三条第二項から第四項まで、  
障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四  
项まで及び第二百二十三条にお  
いて準用する場合を含む。以下同  
じ)、指定障害者支援施設基準第  
二十三条第二項から第四項まで、  
障害福祉サービス基準第十七条第  
二項から第四項まで、(障害福祉  
サービス基準第五十条、第五十五  
条、第六十一条、第七十条、第八  
十五条及び第八十八条において準  
用する場合を含む。以下同じ)若  
しくは障害者支援施設基準第十八  
条第二項から第四項まで又は児童  
福祉法に基づく指定通所支援の事  
業等の人員、設備及び運営に関す  
る基準(平成二十四年厚生労働省  
令第十五号)第二十七条第二項か  
ら第四項まで(同令第五十四条の  
五、第五十四条の九、第六十四条、  
第七十一条、第七十一条の二、第  
七十二条の六、第七十二条の十四  
及び第七十九条において準用する  
場合を含む)若しくは児童福祉法  
に基づく指定障害児入所施設等の  
人員、設備及び運営に関する基準  
(平成二十四年厚生労働省令第十  
六号)第二十二条第二項から第四  
项まで(同令第五十七条において  
準用する場合を含む)に規定する  
業務に従事したものであること。  
c | (略) 口二 (略)  
ホ サービス管理責任者(サービス管理責  
任者のうち一人以上が常勤でなければな  
らない場合にあっては、常勤のサービス  
管理責任者)が配置されている障害福祉  
サービス事業所等においては、指定障害  
福祉サービス基準第五十八条第二項から

口二 (略) b | 口二 (略)  
ホ サービス管理責任者(サービス管理責  
任者のうち一人以上が常勤でなければな  
らない場合にあっては、常勤のサービス  
管理責任者)が配置されている指定障害  
福祉サービスを行う事業所又は施設障害  
福祉サービスを行なう指定障害者支援施設

第四項まで、指定障害者支援施設基準第  
二十三条第二項から第四項まで、障害福  
祉サービス基準第十七条第二項から第四  
项まで及び第二百二十三条にお  
いて準用する場合を含む。以下同  
じ)、指定障害者支援施設基準第  
二十三条第二項から第四項まで、  
障害福祉サービス基準第十七条第二  
項から第四項まで、障害福祉サービス  
基礎研修了者を置くことにより当該障害  
福祉サービス事業所等に置くべきサービ  
ス管理責任者の数に達することみなす  
ことにより、指定障害福祉サービス基準  
第五十条第一項第四号、第七十八条第一  
项第三号、第一百五十六条第一項第二号、  
第一百六十六条第一項第三号、第一百七十五  
条第一項第三号、第一百七十六条第一項第  
二号、第一百八十六条第一項第二号(指定  
障害福祉サービス基準第九十九条にお  
いて準用する場合を含む)、第二百六条  
の三第二項、第二百六条の十四第一項第  
二号、第二百八十六条第一項第三号、第二百  
十三条の四第一項第三号、第二百十三条规定する場合を含む)、第二百六条  
の十四第一項第二号、第二百十五条第二  
項及び第二百二十二条第一項第六号、指定  
障害者支援施設基準第四条第一項第一  
号(3)、同項第二号イ(2)、同項第三号イ(2)  
同項第四号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第五  
号イ(2)並びに同項第六号イ(2)並びに第五  
条第二項、障害福祉サービス基準第十二  
条第一項第五号及び第九十条第二項並び  
に障害者支援施設基準第十二条第一項第  
二号イ(3)、第十二条第二項及び附則第  
四条第二項に規定する基準を満たしてい  
るものとみなすことができる。

等(法第三十四条第一項に規定する指定  
障害者支援施設等をいう)(以下「指定  
障害福祉サービス事業所等」と総称す  
る)においては、指定障害福祉サービス  
基準第五十八条第二項から第四項まで、  
指定障害者支援施設基準第二十三条第二  
項から第四項まで、障害福祉サービス基  
準第十七条第二項から第四項まで及び障  
害者支援施設基準第十八条第二項から第  
四項まで規定する業務を基礎研修修了  
者に行わせることができ、当該サービス  
管理責任者に加えて当該基礎研修修了  
者を置くことにより当該障害福祉サービス  
事業所等に置くべきサービス事業所等に置くべきサービ  
ス管理責任者の数に達することみなす  
ことにより、指定障害福祉サービス基準  
第五十条第一項第四号、第七十八条第一  
项第三号、第一百五十六条第一項第二号、  
第一百六十六条第一項第三号、第一百七十五  
条第一項第三号、第一百七十六条第一項第  
二号、第一百八十六条第一項第二号(指定  
障害福祉サービス基準第九十九条にお  
いて準用する場合を含む)、第二百六条  
の三第二項、第二百六条の十四第一項第  
二号、第二百八十六条第一項第三号、第二百  
十三条の四第一項第三号、第二百十三条规定する場合を含む)、第二百六条  
の十四第一項第二号、第二百十五条第二  
項及び第二百二十二条第一項第六号、指定  
障害者支援施設基準第四条第一項第一  
号(3)、同項第二号イ(2)、同項第三号イ(2)  
同項第四号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第五  
号イ(2)並びに同項第六号イ(2)並びに第五  
条第二項、障害福祉サービス基準第十二  
条第一項第五号及び第九十条第二項並び  
に障害者支援施設基準第十二条第一項第  
二号イ(3)、第十二条第二項及び附則第  
四条第二項に規定する基準を満たしてい  
るものとみなすことができる。

ハ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた障害福祉サービス事業所等にあっては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるもの(以下「みなしサービス管理責任者」という。)について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者(当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となつた者を除く。)であつて、当該事由の発生した日以前から引き続き当該障害福祉サービス事業所等に配置されているものである場合にあっては、当該事由の発生した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者となるまでの間(当該事由の発生した日から起算して二年間に限る。)、当該みなしサービス管理責任者について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。

ト (略)  
二・三 (略)

○厚生労働省告示第二百二十四号  
平成十年厚生省告示第百四十号をもつて告示した指定登録機関財團法人理容師美容師試験研修センターの主たる事務所の所在地を、令和五年七月一日をもつて、次のとおり変更する旨の届出を受理したので、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第五条の五において準用する同法第四条の四第三項及び美容師法(昭和三十二年法律第六百六十三号)第五条の五において準用する同法第四条の四第三項の規定に基づき告示し、令和五年七月一日から適用する。

令和五年六月三十日

変更前の所在地 東京都江東区有明三丁目一番地二十五

○經濟産業省告示第九十一号  
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項第五号の規定に基づき、号の業種を次の表のとおり指定する。

令和五年六月三十日

ハ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等にあっては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるもの(以下「みなしサービス管理責任者」という。)について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者(当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となつた者を除く。)であつて、当該事由の発生した日以前から引き続き当該障害福祉サービス事業所等に配置されているものとみなす。

ト (略)  
二・三 (略)

経済産業大臣 西村 康稔

番号	業種	指定期間
一	工芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であつて、荒茶及び仕上茶の製造を行つてゐるものに限る。)	令和五年七月一日から同年九月三十日まで
二	素材生産業	
三	素材生産サービス業	
四	石炭鉱業(石炭選別業を含む)	
五	花こう岩・同類似岩石採石業	
六	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
七	安山岩・同類似岩石採石業	
八	大理石採石業	
九	ぎょう灰岩採石業	
十	砂岩採石業	
十一	粘板岩採石業	
十二	砂・砂利・玉石採取業	
十三	その他採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十四	砂・砂利・玉石採取業	
十五	耐火粘土鉱業	
十六	ドロマイト鉱業	
十七	長石鉱業	
十八	けい石鉱業	
十九	天然けい石鉱業	
二十	ベントナイト鉱業	
二十一	けいそう土鉱業	
二十二	滑石鉱業	
二十三	他に分類されない鉱業	
二十四	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)	
二十五	造園工事業	